

連帯保証人の脱退について

連帯保証人は、県営住宅の家賃及び駐車場使用料という債権を保全するために必要なものであるため、原則として脱退は認められません。ただし、期間の定めのない賃貸借契約である県営住宅の入居決定において連帯保証人に対して無期限の責任を負わせることは信義則に反する場合もあるため、次のとおり処理基準を設けています。

1 脱退基準

- (1) 名義人が新たな連帯保証人を確保した場合。
- (2) 脱退を申し出た日までの滞納家賃全額を納付した場合。ただし、連帯保証人としての期間が5年未満の場合は脱退することができない。

2 脱退基準の例外

連帯保証人が自己破産もしくは免責決定を受けた場合。

3 その他

連帯保証人の脱退の可否は各事例ごとに住宅課において判断するため、上記1～2に該当する場合であっても、必ずしも脱退できるとは限りません。

連絡先

住宅課 088 - 621 - 2590

公社 088 - 666 - 3125